

特例措置の活用の検討について

- ・ 特例の活用の条件については、「急激な人口の増加が見込まれること、特定の疾患に罹患する者が異常に多くなることなどの事情がある場合」とされている。
このため、将来の医療需要の増加が見込まれる場合は、特例措置の活用の検討は可能と考えられる。
- ・ 湘南西部地区の基準病床数は、第7次計画における基本パターンでは、3,983床となり、第6次計画の4,996床に比すと、1,013床、20%の減少となる。
- ・ 一方、地域医療構想における2025年の必要病床数は5,501床であり、1,518床、27.6%の差異があることとなる。
- ・ 参考として、基準病床数の算定式に2025年の推計人口を当てはめた場合は、4,866床となる。
- ・ 以上のように、当地区の医療機関は、高い病床利用率で運用し、地域医療を維持できているが、今後は患者数の増加（2025年に向けて2015年対比1.22倍）が見込まれる。
- ・ これらを踏まえて、特例措置の活用の有無について意見を伺いたい。

- 1 特例措置を活用しない場合、新たな基準病床数は3,983床となる。
- 2 特例措置の活用を行う場合、検討2・3（2020年推計人口）で積算した4,440床または4,402床を新たな基準病床数とするよう、国と協議していくことになる。

但し、在宅医療等対応可能数が未確定のため、基準病床数については、今後変動する可能性がある。